

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2019年5月号〉

Contents

1 | **法改正**
意匠法の改正2 | **特許侵害**
同種の特許権に係る別件訴訟の結果等の事情を加味して
補償金の実施料率を認定した事案
知財高裁(3部)平成31年2月20日判決〔炭酸パック事件〕3 | **審決取消**
特許無効審判における再度の審決予告の要否
知財高裁(1部)平成31年3月20日判決〔液晶表示デバイス事件〕4 | **商標**
「キリンコーン」との商標の商標法4条1項11号該当性を否定した
審決を取り消した事例
知財高裁(2部)平成31年3月12日判決〔キリンコーン商標事件〕5 | **著作権**
映像の著作権の合有的帰属
大阪高裁(8部)平成31年3月14日判決〔ゆずの里映像事件〕

6 | セミナーのご案内



意匠法の改正

重富 貴光
Takamitsu Shigetomi

PROFILEはこちら

2019年3月1日に意匠法の改正を含む「特許法等の一部を改正する法律案」（「改正意匠法案」）が閣議決定され、現在、第198回通常国会に提出されています。

以下、改正意匠法案の概要をご紹介します。

1 画像デザインの保護

現行意匠法は、権利範囲を明確化する観点から、保護対象となる意匠と物品の関連性を求めています。そのため、GUI（グラフィカルユーザーインターフェース）やクラウドサービスなどのネットワークを通じて提供される画像は、画像が物品に記録されていないことから保護対象とはされていませんでした。

改正意匠法案は、「画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの）」を「意匠」に含めることにより、いわゆる操作画像や表示画像について保護対象としています（改正意匠法案2条1項）。これにより、GUIやネットワークを通じて提供される画像等が保護されることになります。

2 建築物の外観・内装デザインの保護

現行意匠法の保護対象は「物品」（有体物である動産）とされていたため、土地に定着した建築物等の不動産は意匠法により保護されていませんでした。しかしながら、建築物の外観や内装のデザインがブランド価値創出の観点から重要性が高まっていることに鑑み、改正意匠法案はこれらのデザインを保護対象としています。すなわち、改正意匠法案では「建築物（建築物の部分を含む）」を「意匠」に含めています（改正意匠法案2条1項）。また、建築物の内装を構成する意匠について、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、当該意匠を一意匠として意匠登録を受けることができるとしています（改正意匠法案8条の2）。

3 意匠権の存続期間の変更

意匠権の存続期間は、現行の「登録日から20年間」から「出願日から25年」に変更されます（改正意匠法案21条1項）。

4 関連意匠制度の拡充

関連意匠制度とは、自己の出願意匠又は登録意匠（本意匠）と類似する意匠の登録を認める制度です。この制度に関し、改正意匠法案は、①関連意匠の出願可能期間を「本意匠の出願日から10年以内」まで延長するとともに（改正意匠法案10条1項）、②関連意匠にのみ類似する意匠についても登録を認めることにしています（改正意匠法案10条4項）。

5 意匠登録出願手続の簡素化

改正意匠法案では、①複数の意匠の一括出願を認めることとし、②物品の区分を廃止しています（改正意匠法案7条）。

6 間接侵害規定の拡充

改正意匠法案では、特許法に倣い、多機能品型間接侵害規定を導入しています（改正意匠法案38条）。これにより、登録意匠又はその類似意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なもの（不可欠品）をその意匠の実施に用いられることを知りながら製造販売等する場合には、一定の要件の下で意匠の間接侵害を構成することになります。

改正意匠法案の概要等については、特許庁ウェブサイトで公表されています。

改正意匠法案が成立した場合には、その後、意匠審査基準の改訂が予定されています。

改正意匠法案の概要等は[こちら](#)から御覧いただけます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

同種の特許権に係る別件訴訟の結果等の事情を加味して
補償金の実施料率を認定した事案杉野 文香
Ayaka Sugino

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成31年2月20日判決(平30年(ネ)第10041号)裁判所ウェブサイト[炭酸パック事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、発明の名称を「二酸化炭素経皮・経粘膜吸収用組成物」とする特許権¹(本件特許権)を有するXが、Yが製造・販売する炭酸パック(Y製品)が本件特許権に係る発明(本件発明)の技術的範囲に属すると主張して、Yに対し、特許法65条1項に基づき平成25年10月11日から平成26年11月7日(本件特許権の設定登録日)までの補償金3000万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案です。Xは、平成25年10月11日、Yに対して、本件発明の内容等を記載した書面を送付し、警告を実施していました(特許法65条1項参照)。

原審は、Y製品が本件発明の技術的範囲に属し、かつ、本件特許権につき無効理由は存在しないと判断する一方で、Y製品の販売に対する本件発明の寄与は限定的であるとして、1507万8405円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度でXの請求を認めました。

これに対し、知財高裁は、原審が考慮していたXが保有する別件特許に係る紛争の和解内容や別件訴訟における実施料率の認定、本件発明の技術分野が属する分野の近年の統計上の平均的な実施料の値等に加えて、Y製品における本件発明の寄与が特に限定的であるとは認められないこと等の諸般の事情を考慮して、補償金の額を2154万0578円と認定しました。

本件の争点は、構成要件充足性、無効理由の有無、作用効果不奏功の抗弁等多岐に及びますが、以下では、補償金の額の認定についてご紹介します。

Y製品の売上額については当事者間で争いはなく、本件特許

の設定登録日までの間にこれを超える売上げがあったことも認められなかったことから、知財高裁は、当該売上額を前提に、以下の事情等を加味して実施料率を認定し、補償金額を算定しました(下線部は原審と知財高裁で判断が異なる部分です。)²。

➤ 本件特許と同様に2剤混合型の炭酸パックに関する特許権に係る補償金等請求訴訟において補償金算定の基礎となる実施料率が10%であると判断されたこと。

➤ Xが炭酸ジェルパックの類似品を販売する業者に対して製品の販売停止等を求めた複数の別件訴訟において、その製品の売上高の10%に相当する解決金の支払を受けることなどを内容とする訴訟外の和解をしていること。

➤ 株式会社帝国データバンクが作成したロイヤルティ料率等に関する報告書(平成22年3月)(本件報告書)において以下の記載があったこと。

◇ 国内企業のロイヤルティ料率に関するアンケート結果として、産業分野を化学とする特許のロイヤルティ率は5.3%であること。

◇ 平成19年の国内企業・団体に対するアンケート結果として、技術分類を化学とする特許のロイヤルティ率の平均は4.3%であること。

◇ 平成16年から平成20年までの産業分野を化学とする特許の司法決定によるロイヤルティ料率は平均値6.1%であること

◇ 平成9年から平成20年までの産業分野を化学とする特許の司法決定によるロイヤルティ料率は平均値3.1%であること。

➤ Y製品は炭酸水素ナトリウム、クエン酸を含有するパウダー剤と水、セルロースガム、キサンタンガム等を含有するジェル剤を混

¹ 本件特許の請求項1に係る発明の構成要件は以下のとおりです(下線部は執筆者による。)

A 気泡状の二酸化炭素を含有する二酸化炭素経皮・経粘膜吸収用組成物からなるバック化粧料を得るためのキットであって、
B 水及び増粘剤を含む粘性組成物と、
C 炭酸塩及び酸を含む、複合化粒剤、複合細粒剤、または複合粉末剤と、を含み、
D 前記二酸化炭素経皮・経粘膜吸収用組成物が、前記粘性組成物と、前記複合化粒剤、複合細粒剤、または複合粉末剤とを混合することにより得られ、
E 前記に炭酸経皮・経粘膜吸収用組成物中の前記増粘剤の含有量が1～15質量%である、キット。

² 閲覧制限により、判決書から実際の売上額や実施料率を把握することは出来ません。

次ページへ続く ➤

合するパック用化粧料のキットであって、正に本件発明の構成を有するものであるから、含水粘性組成物の粘性を利用して、二酸化炭素を組成物中に保持し、持続的に経皮吸収させることができるという本件発明の特徴を備えることは明らかであり、本件発明はY製品に全面的に寄与していること。

本件は事例判断ではありますが、実施料率の算定に当たり、本件発明と同種の特許に係る別件訴訟での実施料率や同種分野における実施料率の平均値、本件発明の寄与度等多岐に亘る事情を考慮している点で実務上参考になると思いますので紹介させていただきます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許無効審判における再度の審決予告の要否

古庄 俊哉
Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

知財高裁(1部)平成31年3月20日判決(平成30年(行ケ)第10034号)裁判所ウェブサイト[液晶表示デバイス事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、発明の名称を「液晶表示デバイス」とする発明に係る特許についての無効審決(「本件審決」)に対する取消訴訟です。本件審決は、一部の請求項につき甲1(引用例)に基づき新規性ないし進歩性なしと判断するとともに、無効審判請求に係る請求項の全てにつきサポート要件を満たさないと判断しました。本件審決に至るまでに、原告(特許権者)は、3度の訂正請求を行い、審判長が審決の予告を2回行っています。

原告は、本件審決が2回目の審決予告(「第2予告」)で認定された課題とは異なる課題を認定してサポート要件違反に関する判断を行った、第2予告で認定された引用発明が本件審決では別の発明にすり替わった、第2予告での新規性欠如との理由が本件審決では新規性欠如かつ進歩性欠如との理由に変化したなどと主張して、本件審決の取消事由の一つとして、手続違背(特許法164条の2第1項違反)を主張しました。

手続違背の取消事由につき、裁判所は以下のとおり理由なしと判断して、原告の主張を退けました。

①再度の審決予告の要否の判断基準

特許法164条の2所定の「経済産業省令」である特許法施行規則50条の6の2第3号の規定によれば、先に行われた審決の予告までに当事者が申し立てた理由のうち、当該予告において判断が留保され又は有効と判断された理由につき特許を無効にすべきものと判断する場合のように、「当該理由により審判の請求を理由があるとする審決の予告をしていない」場合は、実質的に訂正の機会が与えられなかったものであり、再度の審決の予告をしなければならない。他方、そうでない場合、すなわち、先に行われた審決の予告と実質的に同じ内容の理

由により特許を無効にすべきものと判断する場合のように、実質的に訂正の機会が与えられていた場合は、審判長は、更に審決の予告をする必要はないものと解される。

②サポート要件違反に関する本件審決と第2予告の関係

本件審決と第2予告は、いずれもサポート要件につき、特許請求の範囲の記載は、発明の詳細な説明の記載により当業者が本件訂正発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとは認められず、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとも認められないとして、サポート要件に適合しないと判断したものである。

本件審決と第2予告がそれぞれ認定した本件訂正発明の解決しようとする課題は、表現こそ異なるものの、実質的には同じ内容を意味するものと理解される。

以上によれば、サポート要件との関係では、サポート要件違反により審判の請求を理由があるとする第2予告の後、原告には実質的に訂正の機会が与えられたものといえるから、更に審決の予告をすべき場合には当たらない。

③新規性・進歩性に関する本件審決と第2予告の関係

本件審決及び第2予告において判断の対象とされた新規性・進歩性の判断に当たり対比される主引用例は、いずれも甲1(引用例)であり、同一である。

本件審決が認定した引用発明1Bと第2予告が認定した甲1の3発明とを対比すると、両者は同一である。他方、本件審決が認定した引用発明1Aと第2予告が認定した甲1の2発明につい

[次ページへ続く](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ては、本件審決では式(N-a)の化合物を含むのに対し、第2予告ではこれを含まない点その他の点で、液晶表示素子に係る混合物を構成する重合性液晶組成物の一部が相違する。

しかし、甲1を主引用例として認定された引用発明に基づき、新規性又は進歩性が欠如するとの無効理由により審判の請求を理由があるとする第2予告により、上記無効理由に関しては、実質的に見て原告に訂正の機会が与えられたものといえる。

よって、新規性及び進歩性との関係では、第2予告の後更に審決の予告をすべき場合には当たらない。

本判決は、「実質的に訂正の機会が与えられていた場合」であるかを再度の審決予告をすべきか否かのメルクマールとして、サポート要件との関係、新規性・進歩性との関係のいずれにおいても、第2予告により、特許権者には「実質的に訂正の機会が与えられた」と判断し、手続違背の取消事由の主張を退けました。本件は、審決予告とその後の審決に相違がある場合に、当該相違が手続違背の取消事由に該当するかを判断するにあたって参考になる事案であると思われます。

[→ contentsへ戻る](#)

「キリンコーン」との商標の商標法4条1項11号該当性を否定した
審決を取り消した事例

廣瀬 崇史

Takashi Hirose

PROFILEはこちら

知財高裁(2部)平成31年3月12日判決(平成30年(行ケ)第10121号)裁判所ウェブサイト[キリンコーン商標事件]

→ 裁判例はこちら

1 はじめに

本件は、「第31類とうもろこし」を指定商品(本件指定商品)とするYの「キリンコーン」との商標(本件商標)が商標法4条1項11号等に該当すると主張してX社(X)が無効審判の請求をしたところ、これを不成立とした特許庁の審決(本件審決)を受け、Xが知財高裁にて本件審決の取り消しを求めたものです。知財高裁は、商標法4条1項11号該当性を認め、本件審決を取り消しました。

2 本件審決の概要

本件審決においては、まず、引用商標3、4、7²と同一の構成である、「KIRIN」の文字からなる商標、引用商標5と同一の構成である「麒麟」の文字からなる商標、引用商標6と同一の構成である「キリン」の文字からなる商標は、キリングループの業務に係る「ビール、清涼飲料」を表示するものとして、本件商標登録出願時等において需要者の間に広く認識されている商標と認められるとしました。

本件商標

キリンコーン

引用商標3、4、7

引用商標5

引用商標6

KIRIN 麒麟 キリン

そのうえで、本件審決においては、次の理由から、本件商標と引用商標は非類似とされていました。特に、本件商標中の「キリン」を抽出して考察することを否定したことが判断に大きく影響しています。

- ・本件商標は、「キリンコーン」の片仮名を茶色で縁取り、その内側を黄色で表してなるところ、同一の書体をもって横一連に、外観上まとまりよく一体的に表されたものであり、その構成中の「キリン」の文字部分のみが強く印象付けられる構成のものとはいえないこと等から、本件商標の構成中の「キリン」の文字部分のみを分離抽出して考察すべき特段の理由があるとはいえない。
- ・本件商標と引用商標は、構成文字数の相違や色彩の有無などにより、明らかに相違するものであるから、外観において、相紛れるおそれはない。
- ・本件商標から生じる「キリンコーン」の称呼と引用商標から生じる「キリン」の称呼とは、「コーン」の音の有無の差異により、その語調・語感が著しく相違したものとなり、明瞭に聴別し得る。
- ・本件商標は、特定の観念を生じないものであり、引用商標は、「キリングループがビールや清涼飲料に使用するブランド」、又は、ウシ目キリン科の動物である「キリン」、想像上の動物である「麒麟」の観念を生じるから、本件商標と引用商標とは、観念において、相紛れるおそれはない。

3 知財高裁の判断概要

(1) 商標の類比

- まず、知財高裁は、本件商標から、「キリン」の部分を要部として抽出できるかを検討し、次の理由から、抽出を肯定しました。
- ・結合商標については、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められないときには、その構成部分の一部を抽出し、当該部分だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許される場合がある(最高裁昭和37年(オ)第953号

¹ 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものは商標登録ができないとの定めを指します。

² 紙面の関係で引用商標については一部のみ例示して説明・言及をしています。

次ページへ続く

同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁等)。

- ・①本件商標の構成中、「コーン」の文字部分が「とうもろこし」の意味を有する英語である「corn」の読みを片仮名で表したものであること、②「キリン」の文字部分が、「(a) 中国で聖人が出る前に現れると称する想像上の動物。(b) 最も傑出した人物のたとえ。(c) ウシ目キリン科の哺乳類。」との意味を有していること、③「キリンコーン」が特段の意味を有しない造語であることからすると、本件商標は、「キリン」と「コーン」とを結合した結合商標と理解できる。
- ・本件指定商品であるとうもろこしとの関係では、本件商標の構成中、「コーン」の文字部分は、本件指定商品そのものを意味するものと捉えられ、その識別力は低い。
- ・上記のような意味を有する「キリン」は、本件指定商品との関係で、「コーン」よりも識別力が高く、取引者、需要者に対して強く支配的な印象を与える。
- ・そうすると、本件商標の「キリン」の文字部分と「コーン」の文字部分とが、分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとは認められない。

このように、知財高裁は、本件商標から「キリン」部分を抽出して考察することを肯定したうえで、本件商標と引用商標は称呼が一致すること、引用商標においても、中国で聖人が出る前に現れると称する想像上の動物等の観念が生じることから、本件商標と引用商標は観念で区別できないこと、引用商標のうちカタカナで記載されたものは、本件商標の要部である「キリン」と外観上類似していること等から、両者は、出所について誤認混同を生じるおそれがある類似する商標であると認定しました。

(2) 商品類似性等

知財高裁は、本件指定商品である「第31類 とうもろこし」は、「穀物」としての「とうもろこし」だけでなく、「野菜」としての「とうもろこし」も含むと解することが相当としたうえで、次の理由から、商品の類似性を認め、最終的に商標法4条1項11号への該当性を肯定し、審決を取り消しました。

- ・本件指定商品と引用商標の各指定商品が類似するかどうかを検討するに、それらの商品が通常同一営業主により製造・生産又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一の営業主の製造・生産又は販売にかかる商品と誤認されるおそれがあると認められる関係にある場合には、たとえ、商品自体が互いに誤認混同を生ずるおそれがないものであっても、類似の商品に当たると解するのが相当である(最高裁昭和33年(オ)第1104号同36年6月27日第三小法廷判決・民集15巻6号1730頁参照)。
- ・本件指定商品の範囲に含まれる「穀物」としての「とうもろこし」と、引用商標1の指定商品中の「米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦」や引用商標4の指定商品中の「豆」とは、いずれも「穀物」に属するものであり、その生産者、販売者が一致することが通常あり得るものと認められるし、その需要者にはいずれも一般消費者が含まれるものであり、類似の商品に当たるといふべきである。
- ・引用商標2の指定商品中の「野菜(「茶の葉」を除く。)」には、「野菜」としての「とうもろこし」が、引用商標2、4、5の指定商品中の「冷凍野菜」には「冷凍とうもろこし」が、引用商標4～7の指定商品中の「加工野菜」には、「加工済みスイートコーン」のような「加工済みのとうもろこし」が、引用商標3、5、6の指定商品中の「穀物の加工品」には、「炒ったとうもろこし」がそれぞれ含まれるものと認められるところ、それぞれ、本件指定商品の範囲に含まれる「やさい」としての「とうもろこし」と類似の商品にあたるというべきである。

本件は、事例判断ですが、商標の要部の捉え方が、特許庁と知財高裁とで大きく異なっている興味深い事例であり、知財高裁の判断の傾向を検討するにあたって一つの参考となると考えられたので、紹介させていただいた次第です。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

映像の著作権の合有的帰属



石津 真二

Shinji Ishizu

PROFILEはこちら

大阪高裁(8部)平成31年3月14日判決(平成30年(ネ)第1709号)裁判所ウェブサイト[ゆずの里映像事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、放送番組の企画及び制作等を目的とする株式会社である控訴人Xが、過疎化が進む京都市右京区嵯峨水尾地域(「水尾」)の振興活動のために製作した水尾のイメージ映像(水尾の風景等を撮影したもので、水尾の名産品である柚子をアピールすべく、柚子のつぼみ・開花を中心に撮影した映像。〔本件各ゆずの里映像〕)の著作権を有しているとした上で、被控訴人Yが本件各ゆずの里映像をYのウェブサイトに掲載(公衆送信)するなどして、Xの著作権を侵害していると主張して、著作権法112条1項及び2項に基づく本件各ゆずの里映像等の複製、使用の差止め、廃棄及び不法行為に基づく損害賠償を求めた事案です。

Yは、菓子・酒類・茶・清涼飲料水等の製造・販売及び輸出入等を目的としており、Xとの間で、水尾の産品を活用した加工食品の製造販売等のため、組合契約を締結し、法人格を有さない「ゆず姫有限責任事業組合」(「本件組合」)が成立していました。そして、本件組合では、水尾の材料を加工した菓子をYが製造し、これを本件組合が購入し、第三者に販売することとされていました。

本稿では、本件の争点のうち、本件各ゆずの里映像の著作権の帰属(Xに帰属するのか、あるいは、本件組合の組合員に合有的に帰属するのか)について取り上げます。

本件各ゆずの里映像は、第1版から第9版までであるところ、第1版から第4版は、本件組合成立前にXの代表者において製作されたものであり、柚子のつぼみ又は柚子の開花の映像で、映像中に本件組合の名称の表示はありませんでした。一方、第5版から第9版は、本件組合成立後に本件組合の水尾の振興活動に係る事業を進めていくに際してXの代表者において製作されたものであり、柚子のつぼみから開花までのみならず、結実から収穫までを含んだ映像で(特に第9版は、季節の水尾の情景も入れ込んだ映像となっています。)、映像の冒頭及びDVDの表面に本件組合

の名称の表示がなされ、特に、第7版のDVDの表面には製作著作との前書きの下、本件組合の名称の表示がなされていました。

裁判所は、本件各ゆずの里映像は、いずれも映画の著作物であると認められるとしたうえで、以下のとおり、その著作権の帰属は、いずれの版についても本件組合の組合員に合有的に帰属すると判断しています。

✓まず、裁判所は、本件各ゆずの里映像のうち、第5版以降は、映像の冒頭及びDVDの表面に本件組合の名称の表示がなされ、特に、第7版のDVDの表面には製作著作との前書きの下、本件組合の名称の表示がなされていたことから、本件組合が企画し、その責任をもって製作したものであって、Xの代表者は、その著作者として製作に参加したと認定し、著作権法29条1項(「映画の著作物…の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」)に従い、本件各ゆずの里映像のうち第5版以降の著作権は、本件組合の組合員に合有的に帰属すると判断しました。

✓また、裁判所は、第1版から第4版の映像は、将来、本件組合による活動に活用するためのビデオを製作するための習作的なものであった、と認定しました。そのうえで、第1版から第4版にかかる著作権は、本件組合成立前は、製作者であるXの代表者に帰属していたとしても、本件組合成立後、第5版以降のものと同様に取り扱われることが想定されていた、と解し、第1版から第4版にかかる著作権についても、本件組合の成立に従い、組合員に合有的に帰属するよう了解されていた、と判断しています。

本判決は、映画の著作物の著作権の帰属について、映像内やその映像を格納する媒体(DVD等)における製作著作等の表示、及びシリーズものである場合の各版の内容比較の観点等を踏まえて判断したものであり、参考になると思われますので、ご紹介する次第です。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

 セミナーのご案内

名古屋エリア

弊所主催セミナー

「本年7月1日施行 改正不正競争防止法セミナー」

日時 2019年7月9日(火)15時00分～16時30分**会場** ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)1301会議室**住所** 名古屋市中村区名駅4丁目4-38**講師** 重富 貴光**参加費** 無料

内容 2018年5月に改正不正競争防止法(「改正法」)が成立し、改正法は2019年7月1日に施行されます。改正法は、ビッグデータ等をはじめとする限定提供データを保護するものであり、世界に先駆けてデータ自体を保護する新たなルールを盛り込んでいます。

セミナーでは、改正法の概要に加えて、改正法のもとで限定提供データをどのように保護すべきかについて解説を行います。

※上記セミナーの申込方法及びセミナーに関する詳細は、[弊所HP](#)に掲載しています。

弊所では、ご希望の内容に応じて知的財産に関するセミナー・相談会をお請けしております。セミナー・相談会等のご希望がございましたら、以下のメールアドレス宛てにご連絡下さい。

✉ IPnewsletter@ohebash.com

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。